

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 22 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省より情報提供がありました。各施設・事業所におかれましては、既に新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取組を進めていただいているところではあります。新型コロナウイルス感染症が発生している事例があることから、取組の再徹底を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

- 介護保険最新情報 Vol.821
介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

2 留意点

- 利用者に対しては、日頃から健康状態や変化の有無等の把握を行うこと。
- 職員に対しては、出勤前の体温計測と発熱等の症状が認められる場合に出勤を行わないことの徹底を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がでた場合は、速やかに保健所に報告すること。

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)